

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 1 5 号

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成9年墨田区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行う保育の実施及び当該実施」を「、保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）、及び保育の実施」に改める。

第6条中「又は」を「、又は」に改める。

第9条第1項中「第8条」を「前条」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。